

熊本県公報

第 1 1 3 4 9 号
平成 17 年 12 月 19 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 登録貸金業者の行政処分（業務の停止）……………（経営金融課） 1
- 換地計画の決定及び公告・縦覧……………（農地建設課） 1
- 開発行為工事完了……………（建築課） 2
- 掲載依頼
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（人事委員会） 2

告 示

熊本県告示第 1422 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 36 条の規定による行政処分について、同法第 41 条の規定により次のとおり告示する。

平成 17 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 被処分者

- | | |
|---|---|
| (1) 名称
氏名
主たる営業所等の所在地 | マルユーカエツ
嘉悦 三春
熊本市新町四丁目 1-18 新町コーポニュータウン 805 号 |
| 登録番号
登録年月日
(2) 名称
氏名
主たる営業所等の所在地 | 熊本県知事（2）第 02071 号
平成 15 年 4 月 6 日
有限会社トムソーヤ熊本店
永富 義朗
熊本市二本木五丁目 4 番 1-212 号古町パークマンション |
| 登録番号
登録年月日
(3) 氏名
主たる営業所等の所在地
登録番号
登録年月日 | 熊本県知事（N2）第 02084 号
平成 15 年 5 月 23 日
福田 孝司
熊本市新町四丁目 1-18-502 号
熊本県知事（1）第 02250 号
平成 15 年 1 月 15 日 |

2 行政処分の年月日
平成 17 年 12 月 9 日

3 行政処分の内容
平成 17 年 12 月 12 日から平成 18 年 1 月 10 日までの 30 日間の業務の停止
(ただし、弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)

4 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第 24 条の 7 第 5 項
貸金業の規制等に関する法律第 36 条第 1 号

公 告

熊本県公告第 945 号

県営柳瀬地区（第 2 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成17年12月20日から
平成18年1月24日まで
- 2 縦覧の場所 相良村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第946号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成17年12月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字惣領字北田931番1
283.45平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字惣領1510番地
宮田 淳治
上益城郡益城町大字惣領1510番地
宮田 麻里

登載依頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年12月19日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第49号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表市町村の表字城市の項中

市長部局	本庁（会計課を含む。） 支所 出張所 市民病院 老人ホーム 保育園（不知火保育園に限る。）	部長 次長 課長 政策審議員 支所長 課長 政策審議員 所長 院長 副院長 部長 事務長 看護師長 園長 園長
------	--	--

」を

市長部局	本庁（会計課を含む。） 支所 出張所 市民病院 老人ホーム 保育園（所）	部長 総括審議員 次長 首席政策審議員 員 課長 政策審議員 人事給与係長 支所長 首席政策審議員 課長 政策審議員 所長 首席政策審議員 院長 副院長 部長 事務長 看護師長 園長 園（所）長
------	---	---

」に改め、同表西原村の項

中

村長部局	本庁（収入 役室を含 む。） 保育園	課長 室長 課長補佐 園長 課長補佐
教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 課長 課長補佐 校長 教頭 校長 教頭

」を

村長部局	本庁（収入 役室を含 む。） 保育園	課長 園長
教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 局長 校長 教頭 校長 教頭

」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

